

生食発 0422 第 2 号  
3 食産第 363 号  
令和 3 年 4 月 22 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向けに輸出する食肉並びに英国及び欧州連合向けに輸出するゼラチン及びコラーゲンについては、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 EU-A1「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」及び別紙 EU-A4「英国及び欧州連合向け輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱要綱」(以下「各要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、欧州連合規則が改正されたことを踏まえ、各要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 EU-A1 について、主に下記の改正を行ったこと。
  - (1) 輸出検疫証明書及び食肉衛生証明書の様式を改正したこと。
  - (2) フードチェーン情報申告書に「輸送車両及び輸送方法の要件」を追加したこと。
  - (3) 条件付き認定に係る変更の申請に係る手続を追加したこと。
  - (4) スタンナーに係る規定を追加したこと。
  
- 2 別紙 EU-A4 について、衛生証明書及び発行申請書の様式を改正したとともに、その他所要の改正を行ったこと。